

引き続き お知らせ

国民年金の学生納付特例
制度をご利用ください

学生納付特例制度は、所得が一定以下の学生に対して、年金保険料の納付を猶予する制度です。

この制度を受けるには、毎年度申請をする必要があります。平成18年度も引き続き対象となる方は、必ず申請をしてください。(代理の方でも申請ができます)

■対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する20歳以上の方で、本人の前年度所得が118万円以下の方。

■注意事項

○制度の承認期間中に傷害や死亡など不慮の事態が発生した場合、一定の条件を満たせば障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されます。

○制度の承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には反映されませんが、年金額には反映されません。10年以内であれば、承認期間中の保険料をさか

のぼって納めることができます。

■申請方法

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書を持って、担当課で申請をしてください。

■申込先

- 市庁舎本館市民課 年金係 (内線2437)
- 東予総合支所市民生活課 市民保険係 (内線153)
- 丹原総合支所市民生活課 市民保険係 (内線208)
- 小松総合支所市民生活課 市民保険係 (内線133)

ごみステーション設置費を補助します

市では、ごみステーションを設置する自治会などに対して、設置費の補助金を交付しています。

■主な補助要件

- 利用世帯数が、おおむね20戸以上であること。
- 犬、猫、鳥などによる、ごみの飛散を防止できる堅固な構造であること。
- ごみの搬入・搬出が容易にできる構造であること。
- ステーションの清掃など管理体制が整っていること。
- 利害関係者など関係住民の同意を得ていること。

○ごみ収集車が安全に運行でき、収集が容易な場所に設置すること。

■補助金額

○経費が5万円以下の場合全額。

○経費が5万円以上の場合を超えた額の2分の1に5万円を加えた額。

※補助金額の上限は10万円。

■問合せ

- 市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係 (内線2452)
- 東予総合支所市民生活課 生活環境係 (内線155)
- 丹原総合支所市民生活課 生活環境係 (内線209)
- 小松総合支所市民生活課 生活環境係 (内線132)

ウジ・ボウフラとネズミの駆除剤をお渡しします

ウジ・ボウフラ用とネズミ用の駆除剤を必要とする方は、自治会または班・組単位で必要数を取りまとめて、担当課にお申し込みください。駆除剤は申込受付後、5月下旬に配布する予定です。

■申込期限 5月19日(金)

■薬剤量 (1世帯につき)

- ウジ・ボウフラ用 1袋
- ネズミ用 1袋

犬を飼うには
飼い主のマナーが
大切です

散歩前に排便するよう
しつけましょう

敷地内に排便場所を決め、決まった場所に排便をするよう、しつけましょう。

犬のフンの始末は
飼い主の責任です

散歩に行くときは、必ずフンを処理する道具を用意して、犬がフンをしたときは、飼い主が責任を持ってきちんと処理しましょう。



■申込先

- 市庁舎別館衛生課 衛生係 (内線2454)
- 東予総合支所市民生活課 生活環境係 (内線155)
- 丹原総合支所市民生活課 生活環境係 (内線209)
- 小松総合支所市民生活課 生活環境係 (内線132)

5月5日(金)のごみ収集を
お休みします(旧西条市)

5月5日(金)(こどもの日)は、次の地区のごみ収集をお休みします。対象地区の方は、今回の収集日に、ごみを出してください。

詳しい収集日程などは、各世帯へ配布している「ごみ収集日一覧表」をご覧ください。

5月9日(火)が可燃ごみの
収集日となっている地区では、
収集時間が大幅に変更となる
ことがあります。ごみは必ず
午前8時までに、ごみステ
ーションへ出してください。

■可燃ごみ

西条、神拝、舟形、津越、長瀬、禎瑞、氷見、加茂

■ごみステーションを管理し
ている方へ

収集の休みをお知らせするステーション用のチラシを、担当課窓口と各公民館に準備していますので、ご利用ください。

■問合せ 市庁舎別館衛生課
廃棄物対策係

(内線2452)